
平成25年 第3回 7月(臨時) 中 間 市 議 会 会 議 録 (第2日)

平成25年 7月31日 (水曜日)

議事日程 (第2号)

平成25年 7月31日 午前10時00分開議

- 日程第 1 第38号議案 中間市職員倫理条例の一部を改正する条例
日程第 2 第39号議案 中間市職員等の給与の臨時特例に関する条例
(日程第1～日程第2 委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 3 第40号議案 中間市道路線の認定について
(日程第3 委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 4 議会運営委員会の所管事務の継続調査について
日程第 5 会議録署名議員の指名
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (19名)

1 番 堀田 英雄君	2 番 植本 種實君
3 番 田口 善大君	4 番 小林 信一君
5 番 宮下 寛君	6 番 青木 孝子君
7 番 田口 澄雄君	8 番 掛田るみ子君
9 番 草場 満彦君	10 番 中尾 淳子君
11 番 山本 慎悟君	12 番 佐々木晴一君
13 番 安田 明美君	14 番 中野 勝寛君
15 番 原田 隆博君	16 番 下川 俊秀君
17 番 井上 太一君	18 番 片岡 誠二君
19 番 米満 一彦君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	松下 俊男君	副市長	行徳 幸弘君
教育長	増田 俊明君	総務部長	白尾 啓介君
市民部長	高橋 洋君	保健福祉部長	白橋 宏君
建設産業部長	後藤 哲治君	教育部長	松尾 壮吾君
上下水道局長	永野 博之君	市立病院事務長	三島 秀信君
消防長	安田光太郎君	総務課長	園田 孝君
企画政策課長	藤崎 幹彦君	財政課長	田代 謙介君
環境保全課長.....	安徳 保君		
人権男女共同参画課長			古賀 敬英君
健康増進課長	濱田 孝弘君	土木管理課長	藤田 晃君
産業振興課長	一田 和彦君	教育総務課長	田中 英敏君
市立病院課長	芳野 文昭君		
選挙管理委員会事務局長			奥野 悦朗君
監査委員事務局長			岩崎 孝幸君

事務局出席職員職氏名

事務局長	小田 清人君	次 長	西村 拓生君
書記	岡 和訓君	書記	熊谷 浩二君

午前 9 時 57 分開議

○議長（堀田 英雄君）

おはようございます。

ただいままでの出席議員は 19 名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は、省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 1. 第 38 号議案

日程第 2. 第 39 号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第 1、第 38 号議案及び日程第 2、第 39 号議案の条例 2 件を一括議題として、総合政策委員長の報告を求めます。下川俊秀総合政策委員長。

○総合政策委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第 38 号議案、第 39 号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第 38 号議案中間市職員倫理条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、不祥事の再発防止と庁内のコンプライアンス体制の再構築を図ることを目的としております。主な改正内容といたしましては、倫理よりも幅広い意味を含むコンプライアンスという用語を用いることや、コンプライアンス委員会の所掌事項に、公益通報に関する事項を加えること、委員の任期を 2 年から 3 年に延長すること、そして庁内に新たに庁内コンプライアンス会議を設置して、具体的な取り組みを推進していくこととなっております。

なお、改正条例の施行日は、平成 25 年 8 月 1 日であります。

次に、第 39 号議案中間市職員等の給与の臨時特例に関する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、国家公務員の給与減額支給措置に準じ、地方公共団体も必要な措置を行うようにとの総務大臣からの要請にあわせて、地方交付税の大幅な減額が行われたことを受け、来年 3 月までの間、福岡県と同水準の給与減額措置を実施することに伴うものです。

その具体的な内容につきましては、一般職の職員にあつては、役職に応じ、給料月額約 10% から約 5%、管理職手当の 10% をそれぞれ減額いたします。

なお、特別職につきましても、市長は給与月額及び期末手当の 20% を、副市長は同 15%、教育長は同 12% をそれぞれ減額するものであります。

なお、討論において、委員から地方公務員給与の減額は、国による地方自治への介入であり、地域経済へ与える影響も大きいことが予想されるため反対であるという意見があり

ました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後にそれぞれ採決いたしました結果、第38号議案は全員賛成で、第39号議案は賛成多数で、原案のとおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対して、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

中間市職員倫理条例の一部を改正する条例（案）について、日本共産党議員団を代表して意見を述べさせていただきます。

一連の職員の不正事件等を受けて、市当局も再発防止ということから出されてきたのが、今回の条例改正だと思います。しかし、このコンプライアンスなる用語は、一般市民にとっては非常にわかりづらく、今までの職員倫理条例の名称のほうが、内容的には趣旨を網羅していなくても、市民にとってはその目的がわかりやすいのではないのでしょうか。

また、今までの審査会を委員会として位置づけることによって、頻度の高い組織的対応と専門性の確保を図るという点ではわかりますが、職員で構成するコンプライアンス会議との連携の位置づけに、果たしてうまく機能するのか疑問が残ります、とはいえ、最初から完全なものを求めても無理があり、運用の中で内容の充実を図り、条文の修正も図っていくべきではないかと考えます。また、名称についても、今後の市民への教宣と周知徹底の中で認知させていければと考えます。よって、この条例の改正案に対しては賛成をいたします。

次に、中間市職員等の給与の臨時特例に関する条例（案）について、日本共産党を代表して反対の討論をいたします。

この条例案の内容でいきますと、中間市職員の給与をことしの8月から来年の3月までの期間、平均で7.4%の削減をするとのこととあります。しかし、通常これほどの給料カットは、職員が大きなミス等を発生させ、懲戒処分を受けたときの処分に近いかそれ以上の減額であります。

また、国も国家公務員の給与削減に際しては、地方への賃下げの要請や、それを前提とした財政措置は行わないと明言しており、いきなりの地方交付税削減先行のこのようなやり方は、約束違反であり、地方交付税法違反の暴挙であります。こういった国のやり方については、激しい憤りを覚えるところであります。

また、これが実施をされますと、市職員の給与は総額で1億1,047万円の減額となる見込みであり、国の地方交付税カットの1億491万円を600万円近くも上回る結果となります。

また、全国的には、地方公務員の給与費で8,500億円の減額となり、影響する関連の職種を含めると、626万人にも及びます。ある試算では、GDPは3兆円の減少をし、税収が5,000億円近く減額すると見込まれています。このほかにも、ことしの10月からは、年金の3年かけての2.5%の削減が予定されており、来年4月から1%の削減です。この削減額は、1%で中間市では約2億円に相当します。職員給与の1億円に続いて、この減額が連動いたします。しかも、年金は3年にわたって減額が続きます。また、生活保護の基準額の減額も言われています。これでは、中間市内の地域経済は、がたがたになり肝心の税収も大きく落ち込むのではないのでしょうか。近隣では、芦屋町が僅差ではありましたが、このような減額条例を否決をしていますし、全国的にも様子見の自治体がかなりあります。

また、1月28日の新藤総務大臣の自治体首長に宛てた書簡では、今後、負担増をお願いすることになる消費税について、国民の理解を得ていくためには、まず公務員が先頭に立って、さらなる行財政改革に取り組む姿勢を示すことが重要と、この給与削減の真の目的が消費税増税にあることを、あからさまに述べています。しかし、これでは国民経済は、大きく破壊をされてしまいます。

今、我が国は、デフレ不況のさなかにあります。政府は、デフレ不況の克服を盛んに言います。しかし、デフレ不況の真の原因である需要の低迷についてはあまり語りません。一方、世界では公務員賃金だけを見ましても、この10年間にアメリカ37.5%、イギリス16.85%、ドイツ14.75%と賃金を増やしている中で、日本のみがマイナス12.82%です。これに、今回の全国平均7.8%の削減が追い打ちをかけます。これでは、ますます出口のないデフレ不況に入り込むことになるのではないのでしょうか。国際的な常識からすれば、今はむしろ公務員賃金を引き上げることによって、需要のてこ入れを図るべきであり、その財源には今、減税をしようとしている260兆円のため込み金を持つ大企業や円安、株高の中で、半年間に1世帯で8,500億円も利益を上げたような、一部の富裕層にこそ、応分の負担を求めるべきであります。中間市としては、このようなことから職員いじめであり、国民いじめ、市民いじめの給与減額はしないことを求めて、この条例案に対する反対討論といたします。

以上であります。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

第38号議案中間市職員倫理条例の一部を改正する条例（案）に対して、賛成討論をい

たします。

そもそも中間市コンプライアンス条例は、生活保護費不正受給事件を受け、その再発防止の目玉としてのただ唯一の施策のはずです。しかし、その内容は、仏作って魂入れずのことわざのごとく、名称こそ片仮名の入った画期的なような印象のある条例案ですが、内容はとても不祥事の再発防止を期待する内容とは、ほど遠いように思います。足りないところは、早急に施行規則等をつくって補っていただきたいと思います。

補う内容としては、まず中間市コンプライアンス委員会の職員に対する監視及び内部調査の権限の明確化が挙げられます。コンプライアンス委員会には、強大な権限を与えなければこの条例をつくった意味がありません。その強大な権限を施行規則等で明確化すべきです。かつまた、独自の権限で常時、誰に対しても内部調査できるように改めるべきだと思います。

次に、今回の生活保護費不正受給事件にしろ、かつての高額療養費請求漏れ事件にしろ、その事件が起きた当時の管理職が定年退職等でやめていた場合、事件に対する事情聴取及び責任追及が全くできないことから、組織的欠陥がわかりにくく、再発防止策が明確に打ち出せていません。ですから、退職者までも責任追及できる条例に、今後改めていくべきではないでしょうか。

最後に、生活保護費不正受給事件を受け、私が議会にも責任があるとして、6月7日に議会解散の動議を出したことから始まった今回の夏の市議会議員選挙でありましたが、この選挙で多くの市民にお会いし、市民の皆様の生の声を聞くことができました。その生の声は、なぜ解散しなければならなかったのかという声が強かったことは確かでございます。

また、それ以上に、この事件を通し、市長はなぜ引責辞任しないのかという声が圧倒的に強かったことも、これまた確かです。この場をお借りして、お伝えしておこうと思います。この生の声を教訓に、再発防止に市長筆頭に全職員が全力で取り組んでいただくことを要望して、第38号議案に賛成いたします。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

これにて討論を終結いたします。

これより第38号議案及び第39号議案の条例2件を、順次採決いたします。

議題のうち、まず第38号議案中間市職員倫理条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

全員起立であります。よって、第38号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第39号議案中間市職員等の給与の臨時特例に関する条例を起立により採決いた

します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(堀田 英雄君)

可否同数であります。よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。本案については、議長は可決と裁決いたします。(「議長、可決ですか」の声あり) 可決です。いいですか。

日程第3. 第40号議案

○議長(堀田 英雄君)

次に、日程第3、第40号議案中間市道路線の認定についてを議題とし、産業消防委員長の報告を求めます。原田隆博産業消防委員長。

○産業消防委員長(原田 隆博君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第40号議案中間市道路線の認定についての審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

今回、認定の議決を得るために提案されております路線は、新土手19号線、中ノ谷9号線、通谷団地184号線の3路線であります。

まず、新土手19号線及び中ノ谷9号線については、当該地区の開発行為に伴い、帰属を受けたため、認定するものであります。

次に、通谷団地184号線については、従来より当該地区住民の生活道路として、利用されているため認定するものであります。

以上、3路線につきまして、審査の後、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほど、お願いを申し上げて、委員長の報告を終わります。

○議長(堀田 英雄君)

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対して、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

討論なしと認めます。

これより第40号議案中間市道路線の認定についてを、起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに

賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（堀田 英雄君）

全員起立であります。よって、第40号議案は原案のとおり可決されました。

日程第4．議会運営委員会の所管事務の継続調査について

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第4、議会運営委員会の所管事務の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、議会運営委員会の所管事務の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。申し出のとおり、閉会中の継続調査を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査を承認すること決しました。

日程第5．会議録署名議員の指名

○議長（堀田 英雄君）

これより、日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、青木孝子さん及び原田隆博君を指名いたします。

以上もちまして、今期臨時会に付議されました案件は、全て議了いたしました。よって、平成25年度第3回中間市議会臨時会は、これにて閉会いたします。

午前10時15分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 堀 田 英 雄

議 員 青 木 孝 子

議 員 原 田 隆 博

